

土地利用の届出等に関する制度の創設について

平成25年3月21日／高森町経営企画室

高森町内において建築物の建築、開発行為、木竹の伐採、土石の堆積、埋立などの行為のうち一定規模を超える行為を行う場合、行為の着手60日前までに、行為の目的、種類、施行方法等を高森町へ届け出ていただく制度の創設を進めています。

創設の趣旨

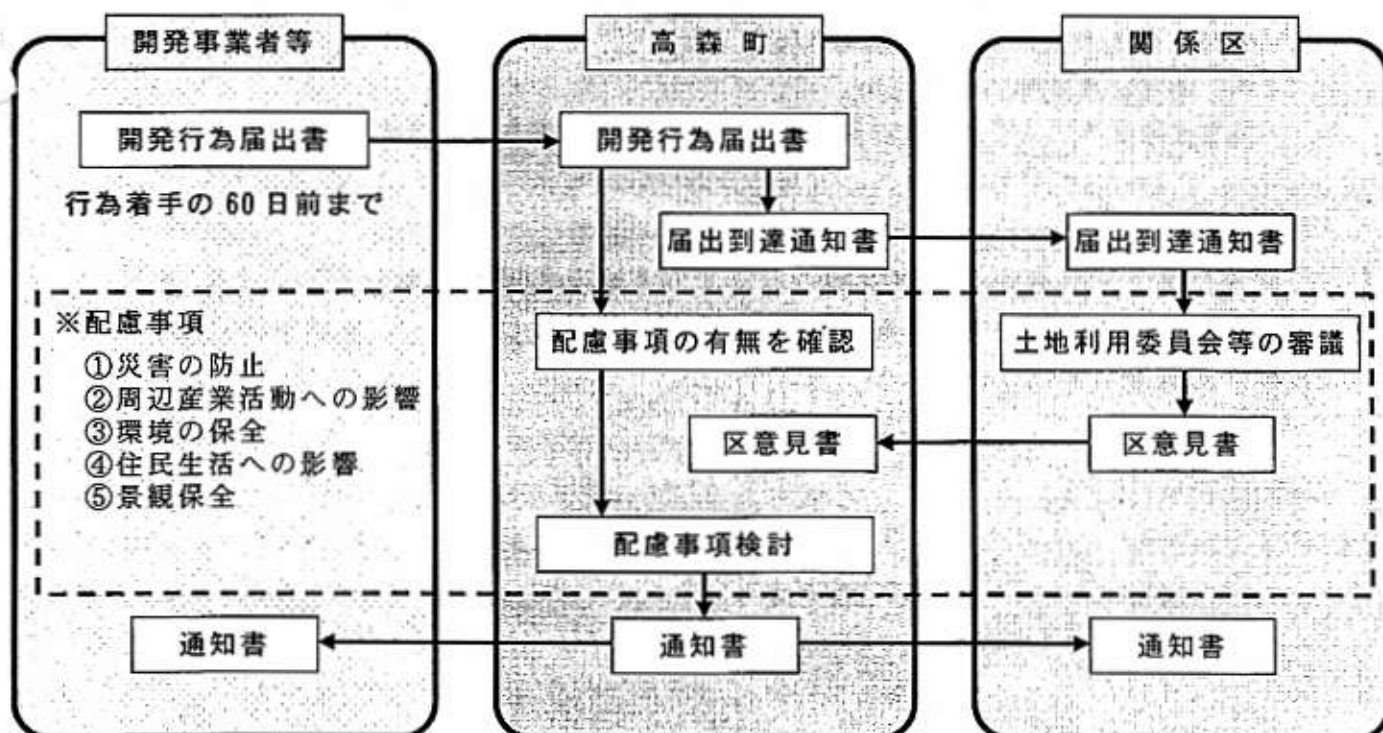
高森町では、リニア中央新幹線の路線・中間駅の具体化や、経済情勢の変化が、当町に影響を及ぼすと予想されることから、次の観点を含めた土地利用方針の検討を平成25年度から本格化させます。

- (1) 無秩序な開発を防ぎ、適正な土地利用への調整を図る視点
- (2) 地震や土砂災害に備える「防災・減災」の視点
- (3) 暮らしや産業などの営み、その環境を保全する視点

この土地利用方針を決定して、その目標達成に必要な具体策を実行に移すまでには数年かかるものと考えています。

そこで、それまでの間において、「①高森町内の土地利用の動向について把握」し、「②町民との情報共有を図る」ことのできる制度を創設するものです。

手続きの流れ



届出対象となる行為

対 象	行為の種類	届出対象規模
建築物	建築物の新築、増築、改築、移転	床面積の合計が500㎡を超えるもの
		建築面積が500㎡を超えるもの
		高さが10mを超えるもの
	建築物の大規模の修繕、大規模の模様替、用途の変更	建築基準法第6条第1項の規定により建築確認申請が必要なもの
土 地	主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更 (自己の居住の用に供する目的で行うものを除く。)	土地の面積が500㎡を超えるもの
		住宅の計画戸数が5を超えるもの
	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	土地の面積が500㎡を超えるもの
木 竹	木竹の伐採	行為の面積が1,000㎡を超えるもの
堆 積	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さが3mを超えるもの
		土地の面積が500㎡を超えるもの
埋立、干拓	水面の埋立て又は干拓	行為の面積が1,000㎡を超えるもの

○主な適用除外

- ・ 通常の管理行為、軽易な行為
- ・ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ・ 仮設の建築物の建築等又は仮設の工作物の建設等
- ・ 土地の開墾、木竹の伐採、土石等の堆積、水面の埋立等で農林漁業を営むために行うもの
- ・ 堆積の期間が30日を超えて継続しないもの
- ・ 国、地方公共団体が行う行為
- ・ 法令による許可等を受けた、重要文化財の修理、史跡名勝天然記念物の復旧

今後の予定

平成25年3月町議会定例会において、この条例の制定を提案しています。

施行期日は平成25年7月1日（届出対象は平成25年9月1日以後に着手する行為から）を予定しています。

【お問い合わせ先】

高森町役場 経営企画室

電話 0265-35-9441

担当：岡庭 亮

電子メール keiki@town.takamori.nagano.jp